平成２２年（フ）第９９１７号
大阪府門真市大字三ツ島1798番地の１―308
破産者　山田　眞誠
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９３８号
大阪府東大阪市日下町４丁目１番42―1327号
破産者　宇田　俊男
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９６０号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番45―407号
破産者　鹿島　　誠
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４号
大阪府門真市岸和田３丁目16番６号
破産者　川田　定彦
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目５番104―308号
破産者　三宅　紘介
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８号
大阪府寝屋川市石津元町13番31―501号、前住所大阪府寝屋川市石津中町６番17号
破産者　松本　美鈴（旧姓木下）
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２号
大阪府枚方市伊加賀栄町21番５号
破産者　中尾　武志
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５８号
大阪市西区千代崎２丁目22番３号　真谷ビル202
破産者　高芝美代子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３３号
大阪府和泉市葛の葉町２丁目15番３―106号、申立時の住所大阪府羽曳野市高鷲10丁目７番21号
破産者　食彩くりきこと　栗木　克和
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７３４号
大阪府和泉市葛の葉町２丁目15番３―106号、申立時の住所大阪府羽曳野市高鷲10丁目７番21号
破産者　食彩くりきこと　栗木味津子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９１１号
大阪府大阪狭山市池尻中３丁目８番７号
破産者　祝迫　敏則
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５７３号
大阪府南河内郡河南町大宝４丁目８番15号101号、前住所大阪府八尾市太田新町７丁目182番地の４
破産者　カーファクトリーこと　原田　亮二
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６３７号
堺市堺区中之町東２丁１番10号
破産者　寺村　佳浩
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２０６号
神戸市北区鈴蘭台西町１丁目15番１号
破産者　宇尻　高敏
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２５号
神戸市兵庫区中道通２丁目１番３号　久保田ビル302号室
破産者　赤井　英子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４９５号
神戸市垂水区王居殿３丁目23―21ブリード垂水202号、住民票上の住所神戸市中央区国香通６丁目３番１号森ハイツ２―Ｃ号
破産者　越智　良典
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７号
兵庫県伊丹市中野西１丁目147番地市住天神川１―10号、前住所兵庫県伊丹市西野３丁目222番地ウエストフィールド507号
破産者　覺正　智美
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３６２号
兵庫県宝塚市小林１丁目４番19―102号、前住所大阪府堺市北区百舌鳥梅北町５丁目342番地４大須賀マンションⅡ302号
破産者　近藤　有美（旧姓神谷）
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４７７号
兵庫県伊丹市鋳物師４丁目67番地３　額田文化204号、前住所兵庫県伊丹市南本町７丁目１番１―202号
破産者　岩立　正弘
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部